

**土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務
民間競争入札実施要項（案）**

平成25年12月
環 境 省

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のためにより良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、環境省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務（以下「試験実施業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。なお、試験実施業務の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならないとする試験実施業務全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 試験実施業務の詳細な内容

① 試験の概要

イ. 土壤汚染調査技術管理者試験は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に基づき、技術管理者になろうとする者に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、環境大臣が実施している。

ロ. 出願者数は、年平均約4,700人である。（平成22年度～平成24年度）

試験地	出願者数（人）		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
宮城県	411	265	250
東京都（2会場）	2,809	1,908	1,667
愛知県	900	517	482
大阪府	1,343	953	851
福岡県	782	531	497
計	6,245	4,174	3,747

ハ. 試験科目

- 1) 土壤汚染の調査に関する技術的事項
- 2) 土壤汚染の対策並びに汚染土壤の搬出、運搬及び処理に関する技術的事項
- 3) 土壤汚染対策法その他環境関係法令に関する事項

ニ. 試験形式

筆記試験

ホ. 試験実施時期

毎年1回、例年12月頃に1日で実施する。

②入札対象事業

イ. 事業期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ロ. 入札対象地域

入札対象地域は、北海道（札幌市内試験会場）、宮城県（仙台市内試験会場）、東京都（23区内2試験会場）、愛知県（名古屋市内試験会場）、大阪府（大阪市内試験会場）、福岡県（福岡市内試験会場）の6試験地7会場とする。

ハ. 事業内容

1) 試験問題の作成（7月～10月）

① 試験問題の作成依頼・試験問題出題と正答傾向等の分析等の作成

試験問題は、1) ②で示す環境省が設置する試験問題素材作成会の委員が作成することとなっており、その作成を委員へ依頼し、作成された試験問題のとりまとめ、保管等を行う。また、民間事業者は委員及び環境省の具体的指示に基づき、過年度の試験問題出題と正答傾向等の分析（試験科目毎の正解率、問題毎の正解率等の分析）を行い資料としてとりまとめることとする。

② 試験問題素材作成会及び試験問題検討会の運営

環境省が委員を委嘱し設置する、試験問題作成のための試験問題素材作成会（以下「WG」という。）及び作成した試験問題の内容を検討するための試験問題検討会（以下「検討会」という。）の運営を行うこと。WGは試験科目毎に3つに分けること。WGの委員は15名程度、検討会は8名程度で実施することとする。WG及び検討会の開催は、東京都23区内で9月までにWG各4回程度、検討会2回程度開催することとし、民間事業者はその事務局として会場借り上げ、案内通知、委員への謝金・旅費支払等運営に係る一切の庶務を行うものとし、会場については関係者以外が容易に立ち入ることのできない専用の会場を確保すること。委員の旅費については国家公務員等の旅費に関する法律にしたがって支給するとともに、謝金は委員1人に対して1日当たり16,300円を支給するものとする。また、1) ①の試験問題の作成に当たっては、民間事業者は委員に謝金（1枚（400字）当たり1,800円。総原稿枚数200枚程度を想定）を支払うこととする。WG及び検討会で使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管し、当該年度業務終了後に環境省担当官の指示に従い適切に処理すること。なお、WG及び検討会には環境省担当官が出席するものとする。

※試験問題素材作成会とは、試験問題となるべき問題案（問題作成数は毎年度検討の上決定する。）を作成する環境省が委嘱する外部有識者からなる会である。

※試験問題検討会とは、試験問題素材作成会で作成された問題案を選定するために環境省が委嘱する外部有識者からなる会である。

③ 試験問題決定会の運営

1) ②の検討会が検討した試験問題を評価・決定するために、環境省が委員を委嘱し設置する試験問題決定会（以下「決定会」という。）を運営すること。決定会の委員は1) ②の検討会の委員のうち4名の委員で構成する。決定会の開催は、東京都23区内で10月下旬までに3回程度開催することとし、民間事業者は決定会の事務局として決定会を運営するとともに、会場借り上げ、案内通知、議事録作成、委員への謝金・旅費支払等の決定会の運営に係る一切の庶務を行うものとする。委員の旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は委員1人に対して1日当たり16,300円を支給するものとする。また、本決定会で使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管し、当該年度業務終了後は環境省担当官の指示に従い適切に処理すること。なお、決定会には環境省担当官が出席するものとする。

2) 試験の広報媒体の作成（6月）

試験の詳細な日程及び実施場所等の試験概要決定後、民間事業者は試験が実施される旨の周知のための広報媒体の作成を行うこと。例えば、チラシを作成（10,000部程度）してダイレクトメールでの発送（約650箇所）、ポスターの作成（約1,000部）及び発送（約180箇所）等を実施する。なお、広報媒体のデザイン等の原稿作成は民間事業者が行うこととし、環境省担当官の了解を得た上で印刷を行うこと。

3) 試験運営等（6月～3月）

① 試験実施要領の作成・印刷・配付

試験受験者を対象とした試験実施要領（A4で10頁程度。受験申請書及び返信用封筒を含む。10,000部程度を予定）の案を提示し、環境省の了解を得た上で作成する。なお、受験者数は、4,700名程度を想定している。作成した試験実施要領は、2)で作成した広報媒体とともに環境省本省、地方環境事務所及び自治体及び関係団体へ送付すること。また、試験受験者からの求めに応じて当該試験実施要領を郵送（送料は試験受験者負担）すること。

② 受験申請の受付事務（7月～9月）

試験受験者から郵送されてくる受験申請書を民間事業者が設置する私書箱により受領し、受験申請書の受付事務を行うこと。試験受験者からの申請書の記載内容等を審査し、不備がある場合にはその旨を試験受験者に連絡することとする。受付後は受験者をとりまとめ受験申請データにするとともに、受験者に対して受験票を普通郵送（送料は民間事業者負担）により交付する。なお、受験者は4,700名程度を想定しており、受験票の作成は環境省担当官と協議の上決定する。

③ 試験監督要領の作成等業務（10月～11月）

試験実施に当たり、事前準備や当日の試験監督を効率よく実施するための試験監督要領（A4で100頁程度）を作成する。本要領は、3) ④の監督員に配布することを前提として作成すること。試験監督要領の内容については、民間事業者の具体的な内容の提案により、環境省担当官と協議の上、決定するものとする。試験監督要領の印刷は、230部程度とする。

また、試験に先立ち、④に掲げる各会場の各会場の運営責任者等を対象とした試験実施説明会を開催し、作成された試験監督要領の遵守を徹底すること。

④ 試験問題の印刷等

1) で作成した試験問題（A4・50ページ程度で2冊を予定。合計9,400部程度）について、受験者数に応じて印刷し、試験会場ごとに運搬する。なお、試験会場は6試験地7会場（札幌市、仙台市、東京都23区（2箇所）、名古屋市、大阪市、福岡市）を予定している。試験問題の印刷、運搬、保管等に当たっては、確実に秘密を保持することができる方法により行うこととする。

⑤ 試験会場の事前準備及び連絡調整等

6試験地7会場（札幌市、仙台市、東京都23区（2箇所）、名古屋市、大阪市、福岡市）について、民間事業者は試験会場及び周辺施設（公共交通機関、食堂等の学内施設等）と当日の使用に当たり、環境省の代理として施設側との連絡調整及び当日の施設使用料の支払を行うこと。なお、施設使用料及び光熱水料、清掃代等の附帯費用は本契約に含まれるものとする。なお、会場側の求めに応じ警備及び清掃業者の手配を行うこと。警備及び清掃に係る費用は本契約に含まれるものとする。試験室の割付、受験者の配席、試験教室の案内板等試験を効率よく運営するために工夫をすること。また、試験会場周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブル防止等試験会場周辺に配慮すること。

⑥ 試験当日の運営管理

3) ④に基づき、試験監督や運営本部の設置を行うこととし、試験監督に必要な監督員の確保（受験生概ね33名につき1名程度を配置すること）は、民間事業者が実施するものとする。この他、各会場に会場を総括する運営責任者1名程度、フロア又は棟と運営本部の連絡を担う運営ディレクター1名程度、受付（受験生概ね200人につき1名程度。なお、受付要員は受付終了後は後述の誘導管理員を兼務する）、各フロアにおいて受験生の誘導を行う誘導管理員（受験生概ね100名に付き1名程度）を配置すること。運営本部は、試験会場ごとに設置（運営責任者及び運営ディレクターを含み5名程度）する。

⑦ マークシートによる試験の採点等

試験の採点は、電子計算機（光学式マーク読取機）により民間事業者が行うこととする（80問程度を予定）。民間事業者は、マークシートの設計・印刷、データ集計・処理、試験結果の分析を行うこととする。マークシートは2式作成し、印刷は1式4,700枚、2式合計で9,400枚程度とする。

⑨ 合格者基準等検討会の運営（12月）

環境省が委員を委嘱し設置する、合格者の判定を行うための合格者基準等検討会を運営し、判定会を1回（23区内を予定）開催すること。判定会の委員は決定会の4名の委員により構成する。民間事業者は合格者基準等検討会事務局として会場借り上げ、案内通知、議事録作成、委員への謝金・旅費の支払等合格者基準等検討会の運営に係る一切の庶務を行うものとする。なお、委員の旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は検討委員1人に対して1回当たり16,300円を支給するものとする。

また、本合格者基準等検討会で使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管し、当該年度業務終了後は環境省担当官の指示に従い適切に処理すること。合格者基準等検討会には環境省担当官が出席するものとする。

⑩ 合格者名簿の作成

3) ①の試験の採点の結果及び3) ⑨の合格者基準等検討会の決議を経た上で試験の合格者名簿を作成する。

⑪ 合格者の発表

合格者の発表は、民間事業者が作成した合格者リストを環境省ホームページ上に掲載することにより行う。また、合格者に対しては、合格証書及び5) ④の技術管理者証交付関係書類を交付するとともに、不合格者に対してはその旨通知（民間事業者負担、合格証書については第1種郵便物（定型）を簡易書留で発送する予定）する。合格者数700名程度、不合格者数4,000名程度を想定している。なお、合格証書及び不合格者への通知書類の様式作成及びその作成手順については、環境省担当官と協議の上決定するものとする。

⑫ 受験者等からの照会対応業務（4月～3月）

受験申請者及び5) の技術管理者証交付申請者からの問い合わせ等技術管理者試験に係るあらゆる問い合わせ（年間700件程度を想定）に対応するため、コールセンターを設置すること。コールセンターは月曜日～金曜日の10：00～17：00まで電話を受け付けること（ただし、12月29日～1月3日及び祝日を除く）。

4) 技術管理者証の交付等（4月～3月）

① 技術管理者証交付要領の作成・印刷

技術管理者証の交付を受けようとする者を対象とした技術管理者証交付要領（A4で4頁程度。交付申請書等含む。）を作成する。技術管理者証交付要領の内容については、民間事業者の具体的な提案により、環境省担当官と協議の上、決定するものとする。技術管理者証交付要領の印刷数は、700部程度とし、3) ⑩の合格証書に同封して送付すること。

② 技術管理者証交付申請の受付事務及び技術管理者証の作成・交付

4) ①で作成した技術管理者証交付要領に基づいて交付申請者から郵送された交付申請書を、民間事業者が設置した私書箱により受領し、その内容を確認（添付書類の内容を含む。内容に不備がある場合は交付申請者にその旨連絡すること。）した上で交付申請者のとりまとめを行い環境省に報告すること。とりまとめに際しては、受理した順番により技術管理者証交付予定者の氏名、生年月日、技術管理者証番号の付番（過年度からの連番）等技術管理者証の交付に必要な情報をデータで作成するとともに、交付申請書の原本を環境省に送付すること。環境省からの技術管理者証発行指示により民間事業者は技術管理者証を作成し、交付申請者に対して技術管理者証の交付（民間事業者負担、第1種郵便物（定型外）を簡易書留で発送する予定）を行う。技術管理者証については、期の途中で環境大臣の交代があった場合、即座にデザイン変更を行う（環境大臣氏名箇所のみ）。技術管理者証の書式は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第4項の様式第3に基づくものとする。なお、技術管理者証の環境大臣の印については、印影印刷により行うものとする。交付申請者数は700名程度を想定している。

③ 前年度合格者に対する技術管理者証の交付

前年度実施試験合格者のうち、当該年度中に技術管理者証の交付申請が行われなかった者から交付申請があった場合は、4) ②と同様に技術管理者証の交付を行うこと。交付申請者数は、50名程度を想定している。

⑤ 再交付申請等の受付事務

3) ④の合格証書又は④の技術管理者証の交付を受けた者が、当該合格証書又は技術管理者証を破損した等の理由により再交付の申請があった場合には、その再交付申請書を民間事業者が設置した私書箱により受領し、再交付申請書のとりまとめを行い環境省に報告すること。環境省からの再交付指示により、民間事業者は再交付申請者に対して再交付（民間事業者負担、第1種郵便物（定型外）を予定）を行う。再交付申請者数は、それぞれ10名程度を想定している。

5) 次年度試験会場の選定

民間事業者は、当年度の試験実施業務においての問題点や当年度使用会場の状況を踏まえ、次年度試験会場としてふさわしい会場を選定すること。

6) 成果物

業務報告書を毎年度事業終了後速やかに納入すること。なお、納入後に民間事業者側の責めによる不備が発生した場合は、民間事業者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。なお、納入物の仕様は別紙4を参照すること。

納入物：報告書（A4 100頁程度）15部及び電子データを収納したDVD-R 2式

7) 著作権等の扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- ② 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8) 業務の引継ぎ

民間事業者は落札者として決定された時点から、現に当該業務を実施している民間事業者から請負業務の実施に必要な引継ぎを受けることができる。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、環境省は8. の報告等をもとに次期事業者への引継ぎを行うものとする。民間事業者は環境省の求めに応じて、業務終了前に次期事業者への引継ぎ（資料等の提出、立会い等）を行うこととする。

（2）対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質

土壤汚染調査技術管理者試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のようないくつかの対応が求められる。

なお、環境省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、8. (1) ①に示す報告等によりモニタリングを行うものとする。

①試験問題素材作成会等運営業務

試験問題素材作成会、試験問題検討会、試験問題決定会及び合格者基準等検討会において使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管されていること。

②試験の広報媒体作成業務

試験の広報媒体の作成について作成ミスがないこと。

③試験実施要領の作成、配布業務

イ. 試験実施要領の印刷

配布開始時点で誤字・脱字等の誤植がないこと。

ロ. 試験実施要領の配布

配布終了時点で配布漏れがないこと。

④受験申請受付、審査業務

イ. 受験票の発送時点で、受験申請の受付ミスがないこと。

ロ. 受験申請の審査

受験票の発送時点で審査ミスがないこと。

⑤受験申請データ作成、試験室の割付業務

イ. 受験申請データの作成

受験申請のデータ入力漏れ、誤入力がないこと。なお、受験申請者の個人データについて外部への漏洩がないこと。

ロ. 試験室の割り付け

試験室の割り付け漏れ、誤入力がないこと。

⑥受験票等の作成、送付業務

受験票発送の時点で、受験番号、試験会場の情報が漏れがなく記載されており、受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。

⑦運営責任者等の確保及び割り付け業務

イ. 運営責任者等試験運営に必要な人員が確保されていること。

ロ. 環境省との連絡体制が整えられていること。

⑧会場準備業務

試験が適切に実施できるよう、試験開始前までに試験会場が準備されていること。

⑨試験監督要領の作成等業務

イ. 試験監督要領を作成し、環境省の承認を受けること。

ロ. 運営責任者等に試験監督要領の遵守を徹底するとともに、円滑に試験が実施できるよう措置が講じられていること。

⑩試験関係書類の印刷等業務

イ. 試験問題及び解答用紙の印刷ミスがないこと。

ロ. 試験問題の漏洩がないこと。

ハ. 試験問題及び解答用紙の梱包、配送にミスがないこと。

⑪試験会場の運営

次に掲げる各項に特に注意を払いつつ、民間事業者が作成した試験監督要領に基づき、受験者を第一に考えた試験運営を適切に行うこと。

・試験開始前までに試験問題が漏洩するがないこと。

・試験時間の過不足がないこと。

・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処を行うこと。

・正確かつ公平な出欠確認及び本人確認を行うこと。

・回収した解答用紙への加筆及び訂正を行わないこと。

⑫試験の採点業務

イ. 読み取り漏れ、誤入力

個々の解答内容についてのデータの読み取り漏れ、誤入力がないこと。

ロ. 外部漏洩

解答の内容について外部への漏洩がないこと。

⑬合格通知等作成業務

イ. 合格者等データの作成漏れ、入力ミス

合格者等のデータについて、作成の漏れ、入力ミスがないこと。

ロ. 合格者等データの外部漏洩

合格者等データについて、外部への漏洩がないこと。

ハ. 合格証書の作成漏れ

合格証書の作成漏れ、作成ミスがないこと。

⑭合格者発表業務

合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく合格証書を発送し、不合格者には不合格通知を発送し誤発送がないこと。

⑮技術管理者証交付要領の発送業務

合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく技術管理者証交付要領を発送し、誤配達がないこと。

⑯技術管理者証作成業務

イ. 技術管理者証交付者データの作成漏れ、入力ミス

技術管理者証交付者データについて、作成の漏れ、入力ミスがないこと。

ロ. 技術管理者証交付者データの外部漏洩

技術管理者証交付者データについて、外部への漏洩がないこと。

ハ. 技術管理者証の作成漏れ

技術管理者証の作成漏れ、作成ミスがないこと。

⑯技術管理者証発送業務

技術管理者証交付対象者に対して漏れなく技術管理者証を発送し、誤配達がないこと。

⑰受験者等からの照会対応業務

受験希望者及び技術管理者証交付希望者等からの問い合わせや苦情等には適切に対応し、対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに環境省に連絡し指示を仰ぐこと。

⑲試験会場の選定

当年度試験実施業務において、試験会場の問題点や使用状況を踏まえ、次年度の試験会場として適切な会場を選定すること。

⑳その他

イ. スケジュールの遵守

民間事業者は、5. (2) ②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

ロ. 試験会場周辺への配慮等

試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルを防止すること。

(3) 契約の形態及び支払

①契約の形態

契約の形態は請負契約とする。

②報酬の支払

イ. 各年度

民間事業者が各年度において、2. (1) ②ハに掲げる業務すべてを完了したときは、環境省は当該全業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負契約に基づき民間事業者が実施する入札対象事業（以下「請負事業」という。）の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額を、民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に支払う。

ロ. 部分払い

民間事業者が、各年度において2. (1) ②ハの業務のすべてを完了する前に、性質上可分である各業務を完了したときは、当該各業務に対する契約金相当額（以下「部分払い対象額」という。）についての支払（以下「部分払い」という。）を請求することができる。環境省は、部分払いの請求があったときは、当該各業務が完了したことを確認するための検査を行った上で、請負事業の報酬として、契約金相当額のうち部分払い対象額の請求書を受理した日から30日以内に支払う。なお、部分払いの支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合においては、2. (3) ②イ中「各年度の請負報酬の額」とあるのは、「各年度の請負報酬の額から、部分払い対象額を控除した額」とするものとする。

③出願者数の増減に伴う報酬の額の見直し

環境省及び民間事業者は、想定される受験者数（2. (1) ①ハ）を超える増減があった場合には、その増減に起因して試験会場（教室）の確保及び試験監督員等の採用に要する費用に大幅な増減が生じる恐れがあることから、協議によって各年度の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

④請負報酬の減額

環境省は、民間事業者の2. (1) ②ハの各業務の履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該各業務に係る契約金相当額の支出を行わない。また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、上記に該当しない不備が生じた場合には、民間事業者は改善計画書を環境省に提出し、環境省は民間事業者と協議を行った上で、以下の区分（以下の区分に類する不備を含む）により請負報酬の減額を行うことができる。

- イ. 受験申請の受付漏れ、受験申請データの誤入力、受験票の発送漏れ及び誤配達等当該試験における2. (1) ②ハ3) ④の業務に係る契約金相当額の5%
- ロ. 試験問題の一部漏洩（重度の不備には該当しない場合）
 - 当該試験における2. (1) ②ハ1) ④、⑤、⑥及び2. (1) ②ハ3) ④の業務に係る契約金相当額の5%
- ハ. 正味の試験時間の確保漏れ（重度の不備には該当しない場合）
 - 当該試験における2. (1) ②ハ3) ④の業務に係る契約金相当額の5%
- ニ. 出欠確認漏れ、本人確認漏れ及び解答用紙の回収漏れ
 - 当該試験における2. (1) ②ハ3) ④の業務に係る契約金相当額の5%
- ホ. 解答内容データの誤入力
 - 当該試験における2. (1) ②ハ3) ④の業務に係る契約金相当額の5%
- ヘ. 合格者データの作成漏れ、合格通知の発送漏れ及び誤配達
 - 当該試験における2. (1) ②ハ3) ④及び⑤の業務に係る契約金相当額の5%
- ト. 技術管理者証の作成漏れ、発送漏れ及び誤配達
 - 当該試験における2. (1) ②ハ4) の業務に係る契約金相当額の5%

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。契約期間内に実施する試験は次のとおりである。なお、今後の法令改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- ①平成26年度試験
平成26年12月に1回実施予定
- ②平成27年度試験
平成27年12月に1回実施予定
- ③平成28年度試験
平成28年12月に1回実施予定

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法律第10条（第11号を除く）に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」であって、「A」又は「B」の等級に格付されている者であること。
- (6) 単独で本実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成すること。なお、入札参加グループの全てのグループ企業は上記（1）から（5）の全ての要件を満たすこと。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

入札公告	平成25年12月下旬頃
入札説明会	平成26年1月中旬頃
質問受付期限	平成26年1月下旬頃
入札書提出期限	平成26年2月中旬頃
入札書類の評価 開札・落札者の決定	平成26年2月下旬頃
契約締結	平成26年3月上旬頃

(2) 入札の実施手続

①提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、環境省まで提出すること。また、法第15条において準用する法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類をあわせて提出すること。

イ. 資格審査結果通知書

平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

ロ. 入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内すべての本事業に対する報酬総額の105分の100に相当する金額）を記した書類（以下「入札書」という。）

ハ. 企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）

②企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の条項を記載すること。なお、詳細な内容は別紙1、提出様式は別紙3を参照すること。

イ. 経理的基盤（次の書類を添付すること。）

- ・直近2期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。）
- ・直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財務状況及び経営成績に関する資料・申請月を含む向こう6か月間の資金繰り表

ロ. 業務の基本方針

- ・業務の背景・意義等に対する理解度

ハ. 業務実施方法

- ・試験問題素材作成会等の運営
- ・試験問題の印刷等
- ・試験の運営管理
- ・合格者基準等検討会の運営
- ・技術管理者証の交付等
- ・試験会場の選定
- ・業務工程

- ニ. 業務実施体制
 - ・従事者の実績、能力、資格等
 - ・役割分担、内外部の協力体制等
- ホ. 試験運営実績等
 - 過去の類似業務（国家試験又はこれに類似する試験に係る運営業務及び資格証明書発行業務等）の実績
- ヘ. 環境マネジメントシステム
 - 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は総合評価方式によるものとする。なお、評価は環境省内に設置する評価委員会において行う。

（1）落札者を決定するための評価の基準

評価に当たっては、技術評価と価格評価に区分し、得点配分については技術評価への得点配分（技術点）を200点、価格評価への得点配分（価格点）を100点の300点満点とする。

①技術評価の方法

技術評価は、以下のイ. 必須審査項目及びロ. 加点審査項目に基づいて行う。なお、詳細な評価観点等の内容については別紙1を参照すること。

イ. 必須審査項目基礎点

必須審査項目審査においては、入札参加者が企画提案書に記載した内容が別紙1の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は基礎点50点を付し、ひとつでも満たしていない場合は失格とする。

ロ. 加点審査項目

上記イ. 必須審査項目すべてを満たした提案については、別紙1に記載する配点に従い採点を行い、加点審査点（0点から150点）とする。

②価格評価の方法

価格点については以下の評価方式により算出する。

入札価格に対する価格点＝価格点の配分（100点）×（1－入札価格／予定価格）

（2）落札者の決定

①上記の必須審査項目をすべて満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、加点審査項目における得点に上記6.（1）②の評価方法における入札価格の得点を加えて得られた値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札予定者とする。

②必須審査項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限の範囲に達した入札がない場合には直ちに再度の入札を行う。

③落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、上記の評価の最も高い者を落札予定者とすることがある。

④落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない環境省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

⑤環境省は、落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

（3）落札者が決定しなかった場合の措置

環境省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付すこととする。

再度の入札公告によても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等やむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、環境省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2のとおり

8. 民間事業者が環境省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他請負事業の適性かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が報告すべき事項

①報告等

- イ. 民間事業者は、受験申請書送付状況、受験申請書受付状況及び技術管理者証交付申請状況を環境省に毎週報告しなければならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等からのクレームやトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに環境省に報告しなければならない。
- ハ. 民間事業者は、試験会場において事故、急病や不正行為などのトラブルが発生した場合には、迅速に対応するとともに速やかに環境省へ報告しなければならない。
- ニ. 民間事業者は、各年度の業務の実施に要した経費について、各年度の業務を終了又は中止した日が属する月の翌月末までに環境省に報告しなければならない。
- ホ. 民間事業者は、2. (3) ②ロの部分払いの請求を行う場合において、部分払いの対象とする業務が終了した日が属する月の翌月末までに、環境省に要した費用について報告しなければならない。

②調査

- イ. 環境省は、請負事業の適性かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、民間事業者の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ロ. 立入検査をする環境省職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し関係者に提示することとする。

③指示

環境省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して環境省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあってはその役員）若しくはその職員、その他本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には法第54条により罰則の適用がある。

(3) 情報セキュリティの確保

民間事業者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

①民間事業者は、請負事業の開始時に、請負事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

②民間事業者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負事業において民間事業者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

③民間事業者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は民間事業者において請負事業に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

④民間事業者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負事業において民間事業者が作成した情報についても、環境省担当官の指示に応じて適切に廃棄すること。

⑤民間事業者は、請負事業の終了時に、本事業で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

(4) 契約に基づき民間事業者が講すべき措置

①請負事業の開始及び中止

イ. 請負事業の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

ロ. 請負事業の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受けなければならない。

②公正な取扱い

イ. 民間事業者は、本業務の実施に当たって出願者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）は、請負事業を実施している間は試験に申し込み又は受験をしてはならない。

③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

イ. 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、環境省や土壤汚染調査技術管理者試験の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が土壤汚染調査技術管理者試験の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

ロ. 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属等

イ. 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は環境省に帰属する。

ロ. 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受けなければならない。

⑩契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、環境省の許可を得ることなく自ら行う事業又は環境省以外の者との契約（環境省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は環境省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫再委託の取扱い

イ. 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。

ロ. 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。)

ハ. 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

ニ. 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ. 再委託先の義務

再委託先は、上記8. (2)、(3) 及び (4) ②から⑪までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ヘ. 民間事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

⑬契約内容の変更

環境省は、2. (3) ③の報酬額の見直し及び3. の試験制度に変更があった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、承認を受けた上、法第21条に定める手続を経なければならない。

⑭契約の解除

環境省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ. 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑮契約解除時の取扱い

イ. 契約解除時の取扱い

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、環境省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

ロ. 契約解除時の違約金

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は、契約金額の108分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として環境省が指定する期日までに納付する。ただし、環境省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払を減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない

ハ. 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、環境省に損害を与えた場合は、環境省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、環境省が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から不服申立て等が提起された場合において、環境省が国民等に支払を要する金額及び環境省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

なお、環境省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について支払済額とみなす。

二. 遅滞金

環境省は、民間事業者が上記ロ及びハの規定による金額を国が指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を遅滞金として納付させることができる。

ホ. 請負事業の完了

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は環境省との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

⑯不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合は、当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度民間事業者と環境省が協議するものとする。

9. 請負事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償について 民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

環境省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 環境省に対する求償

民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

環境省は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成28年5月予定）を踏まえ、当該業務の実施状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

環境省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるよう、請負事業の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

①業務の進捗について

企画書の内容等を踏まえた各年度に策定される入札対象事業の工程毎の作業方針、スケジュールに沿って業務を確實に行っているかについて

②試験会場の確保、試験会場の座席配置の状況について

③試験監督要領遵守の周知徹底の状況について

試験監督要領に基づく試験当日の試験会場運営に向けた、運営責任者等に対する試験監督要領遵守の周知徹底の状況について

④試験実施要領の印刷ミスの有無とその原因について

⑤試験実施要領の配付漏れの有無とその原因について

⑥受験申請の受付・チェック漏れ、受付ミスの有無とその原因について

⑦受験申請データ作成における入力ミスの有無とその原因について

⑧受験者の個人情報の漏洩の有無とその原因について

⑨受験票作成における受験番号の付番ミスや試験会場の記載忘れの有無とその原因について

⑩受験票の送付漏れ、誤発送の有無とその原因について

⑪試験問題の事前漏洩の有無とその原因について

⑫試験問題の印刷ミスの有無とその原因について

⑬解答用紙の印刷ミスの有無とその原因について

⑭試験監督要領に基づく試験当日の試験会場運営の状況について

⑮試験開始前の試験問題の漏洩、試験時間の過不足、不正行為者への対処、受験者の出欠・本人確認、解答用紙の回収漏れの有無とその原因について

⑯試験問題と解答用紙の梱包、試験会場への配送作業のミスの有無とその原因について

⑰試験問題に正誤が生じた場合の受験者に対する周知ミスの有無とその原因について

⑱試験会場周辺の生活環境への配慮不足や交通トラブル発生の有無及びその原因について

⑲解答内容のデータ作成における解答用紙の内容データの読み取り漏れ、誤入力の有無とその原因について

⑳試験会場の原状回復に係るトラブル発生の有無とその原因について

㉑合格者データ作成におけるデータの作成漏れ、ミスの有無とその原因について

㉒合格者の個人データの漏洩の有無とその原因について

㉓技術管理者証交付要領の印刷ミスの有無とその原因について

㉔合格証書及び技術管理者証の作成漏れ、誤発送の有無とその原因について

㉕上記事象の再発を防止するための具体的な措置について

㉖各年度の業務に要した経費について

(4) 意見聴取等

環境省は、請負事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（運営責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。なお、環境省は本事業の実施状況等の提出に当たり、環境省に設置する評価委員会に報告を行い意見を聞くものとする。

(5) 実施状況等の提出

環境省は本事業の実施状況等について、(1) の評価を行うために内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 請負事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

環境省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

（2）環境省の監督体制

契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、8.により行うこととする。

（3）主な民間事業者の責務

①法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

③法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられる。

④法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務に係る評価基準表

別紙 1

評価項目	評価基準	要求要件	得点配分			基礎点	技術上の基準
			合計	基礎点	加点		
1. 経理的基盤に関する事項	以下の書類を提出すること。 ①直近2ヶ月の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式） ②直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財務状況及び営業成績に関する資料・申請月を含むこう6ヶ月前の資金繰り表	必須 必須	5 5	—	以下の中の書類から請負事業を確実に遂行できるだけの経理的な知識を有していると認められる旨の記載がある（税務署受付印のある申請書の写し） 財務諸表が添付された月の前月末までの間の財務状況及び営業成績に関する資料・申請月を含むこう6ヶ月前の資金繰り表	—	本業務実施の背景及びその意義と求める成果について理解度が高いことが示されているか。
2. 業務の基本方針	技術管理者制度の概要、本業務の目的を記述した上で、業務の実施にあたっての基本方針について記述すること。	必須	25	10	15	業務目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	
3. 業務の実施方法	試験問題題材作成会、試験問題検討会及び試験問題決定会の運営において、請負者が行う具体的な作業について提案すること。 試験問題の印刷等 試験問題の運営管理 合格者基準等検討会の設置 技術管理者証の交付等 試験会場の選定 業務工程	必須 必須 必須 必須 必須 必須	20 20 20 20 20 20	5 5 5 5 5 5	15 15 15 15 15 15	試験問題題材作成会、試験問題検討会及び試験問題決定会の運営において、請負者が行う作業が具体的かつ明確に示されていること。 作成した試験問題を印刷、運搬、保管するにあたり、試験問題の情報漏洩を防止し、当該業務を円滑かつ確実に実施するための事務内容・フローを提案すること。 試験の運営を実施するにあたり、事前に整備する監督要領を確実に実施するための事務内容を提案すること。 合規者基準等検討会の運営において、請負者が行う具体的な作業について提案すること。 技術管理者証の交付事務を円滑かつ確実に実施するための事務内容を提案すること。 試験会場の選定について、考え方等を具体的に示し、選定の際の注意点等を提案すること。 業務工程を提案すること。	試験問題題材作成会、試験問題検討会及び試験問題決定会の運営において、請負者が行う具体的な作業が具体的かつ明確に示されていること。 作成した試験問題を印刷、運搬、保管するにあたり、試験問題の情報漏洩を防止し、当該業務を円滑かつ確実に実施するための事務内容・フローが具体的かつ明確に示されていること。 監督要領の整備及び試験の運営方法が具体的かつ明確に示されていること。 合規者基準等検討会の運営方法が具体的かつ明確に示されていること。 技術管理者証の交付事務にかかる具体的な負担を明確に示すための提案であるか。 試験会場の選定について、考え方等を具体的に示すための提案であるか。 効果的、効率的で確実に行える工程であるか。
4. 業務の実施体制	4.1 従事者の実績、能力、資格等 4.2 実施体制、役割分担、内外部の協力体制等 5. 類似業務の実績 6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	業務従事者の実績、能力、資格等について評価する。 業務の実施体制について、従事者数、従事者の役割分担、内・外部の協力体制等を図表にまとめてること。 元請けとして実施した同種業務実績について、その業務名、業務概要等を記載すること。 ISO14001、エコアクション2.1、KES、エコシステム認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開示する時点において認証期間中であることを。	任意 任意 任意 任意 任意 任意	20 15 10 — — 5	— 5 — 10 — 10	20 10 — — — 5	— — — — — —
	合 計					200	50
【採点基準】							
25点満点の場合	(十分満足できる)	良	可	不可(満足できない)			
20点満点の場合	25点	15点	5点	0点			
15点満点の場合	20点	12点	4点	0点			
10点満点の場合	15点	9点	3点	0点			
5点満点の場合	10点	6点	2点	0点			
	5点	3点	1点	0点			

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務				
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
委託費等		73,080,000	57,235,100	60,267,480
計(a)		73,080,000	57,235,100	60,267,480
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—
(a)+(b)		73,080,000	57,235,100	60,267,480
(注記事項) 上記は、平成22年度～平成24年度の本件業務に要した経費である。 平成22年度に比べ平成23年度委託費等が減少している要因は、受験者の減少によるものである。				

2 従来の実施に要した人員

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人員数	330	300	300
うち試験当日人員	275	233	195

(注記事項)

従来の民間事業者における人員

3 従来の実施に要した施設及び設備

平成22年度

試験会場	受験者数	教室数	清掃費・警備費	会場借料
東北大学川内北キャンパス	356	9	—	8,400,000円
立教大学池袋キャンパス	2,498	48	—	
名城大学天白キャンパス	814	6	—	
大阪工業大学大宮キャンパス	1,204	14	—	
福岡大学	673	7	99,068円	

平成23年度

試験会場	受験者数	教室数	清掃費・警備費	会場借料
東北電子専門学校	224	9	—	6,500,000円
立教大学池袋キャンパス	878	18	—	
日本大学法学部三崎町キャンパス	722	15	—	
名古屋市立大学滝子(山の畑)キャンパス	429	8	—	
大阪経済大学	834	15	—	
九州産業大学	445	10	110,263円	

平成24年度

試験会場	受験者数	教室数	清掃費・警備費	会場借料
東北工業大学八木山キャンパス	180	7	—	6,500,000円
立教大学池袋キャンパス	874	18	—	
日本大学理工学部駿河台キャンパス	502	8	—	
愛知大学名古屋キャンパス	411	8	—	
大阪経済大学	689	16	—	
九州産業大学	394	6	128,115円	

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
試験会場の確保漏れ	0	0	0	0	0	0
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0
正味の試験時間の確保漏れ	0	0	0	0	0	0
本人確認漏れ	0	0	0	0	0	0
出欠確認漏れ	0	0	0	0	0	0
答案用紙回収漏れ	0	0	0	0	0	0
不正受験	0	0	0	0	0	0
受験願書の配付漏れ	0	0	0	0	0	0
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0
受験票の発送漏れ、誤発送	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

土壤汚染調査技術管理者試験を適正、確実かつ公正に実施するため、試験執行に当たり不正受験の防止に努め、試験問題の事前漏洩、正味時間の確保、本人確認・出欠確認の適切な遂行、確実な答案用紙の回収を行う必要があります。

また、受験願書の配布に当たっては配布漏れのないように、受験票の発送漏れ、誤発送のないようにする必要があります。

多数の受験者に対応するため適切な試験会場を確保する必要があります。

5 従来の実施方法等

(従来の実施状況)

入札対象である業務全てを民間事業者に委託。環境省は指示、監督、検査を行う。

平成25年度試験実施要領

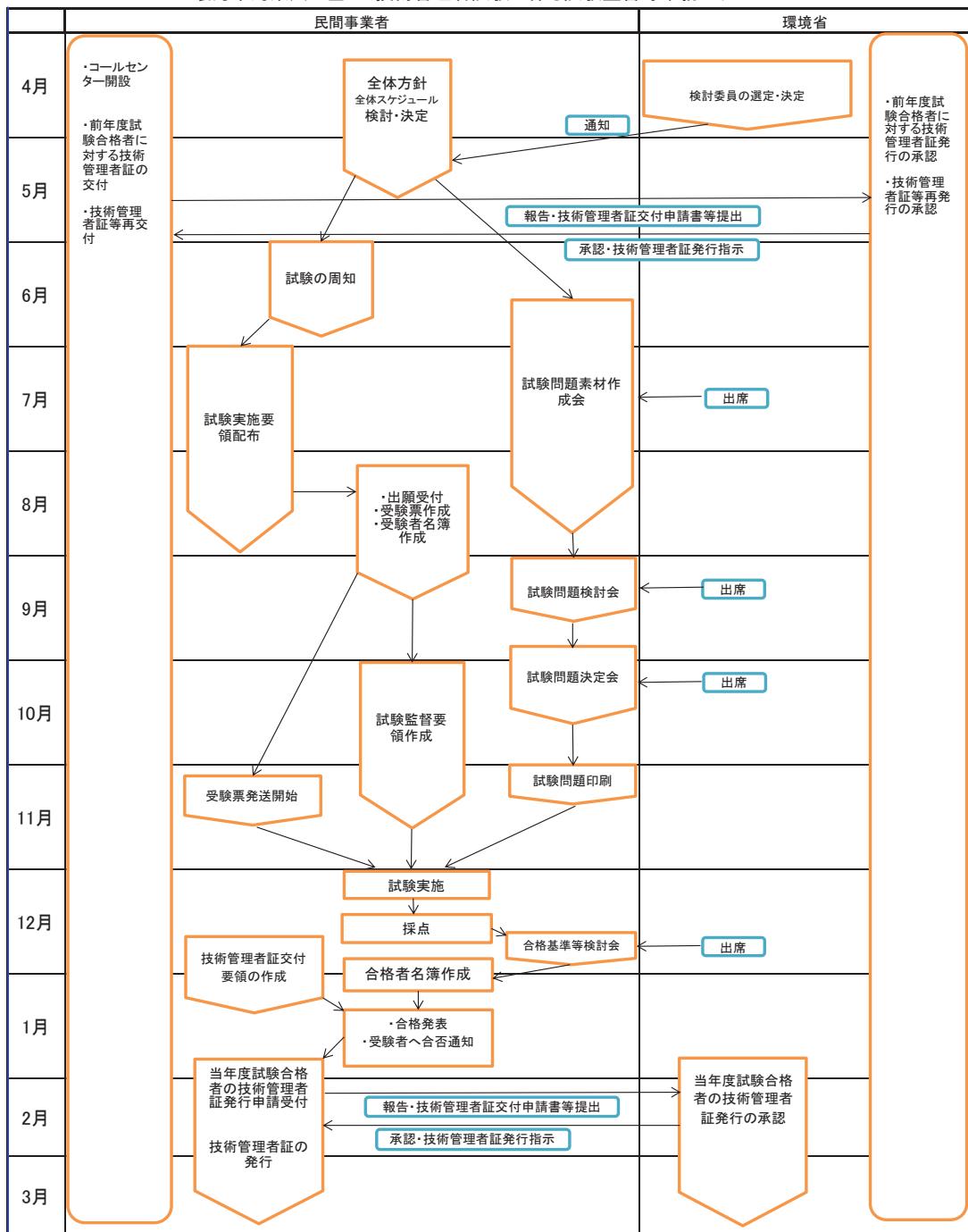
http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/h25_tebiki.pdf

平成25年度チラシ、ポスター、試験実施要領配布状況

送付先	チラシ	ポスター	実施要領
ダイレクトメール	1, 350		
本省	100	5	50
北海道地方環境事務所	100	5	300
東北地方環境事務所	120	5	220
関東地方環境事務所	550	5	1, 100
新潟事務所	50	5	100
中部地方環境事務所	220	5	750
長野自然環境事務所	50	5	100
近畿地方環境事務所	220	5	1, 000
中国四国地方環境事務所	100	5	230
広島事務所	50	5	100
高松事務所	100	5	120
九州地方環境事務所	100	5	150
福岡事務所	50	5	420
那覇自然環境事務所	50	5	80
都道府県・土対法政令市 (155箇所)	4, 650 (各30)	775 (各5)	775 (各5)
都内関係団体(1箇所)	1, 000	5	850
都内関係団体(2箇所)	100 (各50)	10 (各5)	20 (各10)
政府刊行物サービスセンター(10箇所)	500 (各50)	50 (各5)	500 (各50)

※残部はコールセンターに予備として残置

<土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務スケジュール>



業務の基本方針

技術管理者制度の概要、本業務の目的を記述した上で、業務の実施にあたっての基本方針について記述すること。

注 本様式は、A4版1枚以内とする。

業務実施方法等の提案

① 試験問題素材作成会等の運営

試験問題素材作成会、試験問題検討会及び試験問題決定会の運営において、請負者が行う具体的な作業について提案すること。

② 試験問題の印刷等

作成した試験問題を印刷、運搬、保管するにあたり、試験問題の情報漏洩を防止し、当該業務を円滑かつ確実に実施するための事務内容・フローを提案すること。

③ 試験の運営管理

試験の運営を実施するにあたり、事前に整備する試験監督要領の作成について提案すること。また、当該試験を円滑かつ確実に実施するための事務内容を提案すること。

④ 合格者基準等検討会の運営

合格者基準等検討会の運営において、請負者が行う具体的な作業について提案すること。

⑤ 技術管理者証の交付等

技術管理者証の交付事務を円滑かつ確実に実施するための事務内容を提案すること。

⑥ 試験会場の選定

試験会場の選定について、考え得る問題点等を具体的に示し、選定の際の注意点等を提案すること。

注 本様式は、A4版6枚以内とする。

業務工程

年度 業務内容	平成〇〇年度

注1 平成26、27、28年度の作業工程表を各年度毎に提案すること。

注2 本様式は、各年度においてA4版2枚以内とする。

業務実施体制 (①従業者の実績、能力、資格等)

従業者

氏 名			生年月日			
所 属 役 職			経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数）			
			年(年)			
学 歴 (卒業年次/学校種別/専攻)						
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）						
1)		年	月	～	年	月（年ヶ月）
2)		年	月	～	年	月（年ヶ月）
3)		年	月	～	年	月（年ヶ月）
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：平成 年 月 日現在 件）						
業 務 名	発 注 機 関	履行期間		契約金額		
主な業務実績						
業務名		契約金額				
発注機関		履行期間				
○業務の概要						
保 有 資 格						
○主な資格（技術士など）						

注 1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注 2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとすること。

業務実施体制（②実施体制、役割分担、内外部の協力体制等）

注1 管理技術者、業務従事者の役割分担、内部又は外部の協力体制等について記載してください。

注2 本様式は、A4版3枚以内とする。

類似業務の実績

業務名			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
予定従業者の従事 の 有 無			

- 注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。
- 注2 業務名は10件まで記載できるものとする。
- 注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- 注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- 注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。
- 注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステムの認証取得状況

認証の有無 :	認証期間 :
認証の名称 :	

注1 証明書の写しを添付すること。

注2 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、取得しているものに限る。

注3 申請中の場合は、その旨を明記し、企画書提出前までに証明書の写しを提出したものについて加点対象とする。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成25年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針183頁、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針184頁、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある。

る場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozon/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows7 SP1上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフトJustsystem社一太郎（2011以下）、又はMicrosoft社Word（ファイル形式はWord2010以下）

- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式はExcel2010以下）

- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。